

● 「効能・効果」についての不当表示

1 「ダニ撃退器」のケース



超音波によるダニ撃退器の広告においてコンセントへ差し込むだけで家屋から駆除すると表示。実際にはそのような効果は認められませんでした。



2 エステティックサロンのケース

「足やせ技術の決定版!」「辛い思いをしないで体重を落とす!」「無理な食事制限はしません!」



実際は成年女子が一日に必要なカロリーが2000kcalなのに1200キロkcalの食事制限を行っていたのだ。

<<注意>>

公正取引委員会から、効果、性能等の表示について、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求められて一定の期限内に提出できなければ不当表示とみなされます。(第4条第2項)